

下関市監査委員公表第1号
令和4年(2022年)1月5日

地方自治法第199条第1項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野 雅弘
同 大賀 一慶
同 香川 昌則
同 小熊坂 孝司

記

1 監査の対象

監査対象部局等	監査対象課所室等
財 政 部	納税課、市民税課、資産税課
ボートレース企業局	ボートレース事業課
豊浦総合支所	市民生活課、建設農林水産課、下関北部建設事務所
選挙管理委員会	事務局
農業委員会	事務局

2 監査の範囲

令和3年4月1日から同年9月30日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和3年11月1日から同年12月31日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる

事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

財政部 納税課、市民税課、資産税課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
ボートレース企業局 ボートレース事業課	
[指摘事項]	(1) 時間外勤務命令について、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員に休憩時間を与えていない事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。
[指摘事項]	(2) 公用車賃貸借（軽トラック）及びB T Sながと印刷機賃貸借に係る条件付き一般競争入札の公告において、下関市ボートレース企業局契約規程第4条第3項第7号に規定する「入札の無効に関する事項」が記載されていなかった。同規程に基づき、適正に事務処理されたい。
[意見]	なし
豊浦総合支所 市民生活課	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
豊浦総合支所 建設農林水産課	
[指摘事項]	(1) 収入事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。所要の措置を講じられるとともに、適正に事務処理されたい。 ア 広域農道豊関2期地区に係る行政財産目的外使用許可に当たり、その使用料は下関市道路占用料徴収条例の例により算定するとされているが、その算定において、同条例別表の備考6に、「占用物件の面積若しくは長さにより1平方メートル未満若しくは1メートルの端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する」と規定されているところ、端数切上げをせずに計算がされている事例が見受けられた。 イ 市有財産貸付料（舟郡ダム残土処理場）の算定に当たり、駐車場使用部分の貸付料は、下関市公有財産取扱規則第29条第1項第1号ただし書では、当該財産の価格に100分の4.4の割合を乗じて得た額を標準として算定

	<p>するとされているところ、誤って100分の4.32の割合を乗じて得た額により算定していた。</p>
	<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 契約事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 「市道整備業務（豊浦町地区）」及び「交通安全施設整備補修等業務（豊浦町地区）」において、見積合せ執行通知書では業務仕様書が示されているものの、締結した契約書には仕様書が編てつされておらず、契約上の業務内容が不明瞭であった。</p> <p>イ 令和3年度白滝地区浄化センター維持管理業務契約書第4条ただし書において、業務の第三者への再委託は、あらかじめ市長の書面による承認を受けるとされているところ、水質検査の一部の再委託について承認の意思決定はなされているものの、書面による通知がされていなかった。</p>
	<p>[意見]</p> <p>(1) 指摘事項（1）に関連するが、広域農道豊関2期地区における電力ケーブル接続箱用防護壁の設置に係る行政財産目的外使用許可について、当該防護壁（15㎡）は2社で共用するとして、面積を2分の1（7.5㎡）に按分して2社が各々申請を行い、所管課も本件が面積按分して申請されていることを把握した上で当該2分の1の面積により使用を許可し、使用料を算定・徴収している。共用している物件により行政財産を使用する場合の申請方法、許可の方法及び使用料の算定・徴収方法について関係条例等に規定はないが、先に述べた運用は実際の占有面積分を超えて使用料を徴収することにもなりかねない。適正な使用面積による申請及び使用許可と、関係条例等に則し、合理性のある使用料の算定・徴収となる事務手続を、関係課とも適宜協議の上、検討されたい。</p>
<p>豊浦総合支所 下関北部建設事務所</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>選挙管理委員会 事務局</p>	
	<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>農業委員会 事務局</p>	
	<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関市手数料条例に規定する証明に係る手数料を、窓口で直接収納しているが、事務処理上の理由により、即時交付ができない証明に係る手数料について、以下の不適切な事項が見受けられた。所要の措置を講じるとともに適正に事務処理されたい。</p> <p>ア 手数料は、下関市手数料条例第3条ただし書が適用される場合を除</p>

<p>き、申請があった際に徴収することと規定されているが、当該手数料徴収に当たり、同条ただし書を適用する旨の意思決定がなされることなく、証明の交付時に徴収されていた。</p> <p>イ 令和3年度に申請を受理し、窓口で交付した現況確認証明（2件）について、手数料を徴収していなかった。</p> <p>ウ 令和元年11月に発行した現況確認証明（1件）を、令和3年6月に申請者に交付し、交付時に窓口で手数料を徴収しているが、これに係る調定を、手数料を徴収するまでの間行っておらず、また、納入の通知を口頭のみで行っており、調定の時期や納入の通知の方法が適正であったか疑義があった。なお、当該証明に係る手数料の調定については、下関市会計規則第12条第1項ただし書の規定により、証明を交付し、手数料を徴収した後に行っているが、即時交付を行わない証明にあっては、事前の調定が可能であると思料された。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>

以上